

# 介護保険だより

平成30年12月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 介護給付費縦覧審査確認表について

本会では、介護給付費適正化の一環として縦覧審査を行っています。一つの事業所について請求を数か月分遡って点検したり、あるいは一人の利用者について、他の事業所の請求も併せて点検することで、請求誤りがないか確認するものです。

点検の結果、確認が必要と認められた事業所に介護給付費縦覧審査確認表（紙帳票）を送付し、回答をお願いしています。

なお、11月は平成30年8月サービス分の介護給付費縦覧審査確認表を送付しています。

### 1 介護給付費縦覧審査確認表の種類

(1) 介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）

居宅支援事業所あてに送付されます。

(2) 介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

居宅支援事業所及びサービス事業所あてに送付されます。

### 2 回答方法

問い合わせ内容については確認表に記載されております。確認の結果、請求誤りである場合は過誤「する」に○を、正当な理由がある場合は過誤「しない」に○を付け、理由を付記した上で、期限までに国保連合会まで御返送ください。

なお、確認結果により給付管理票及びサービス計画費の請求に誤りがあり過誤処理（給付の取下げ）となる場合は、取消の給付管理票をご提出ください。

介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

対応番号	対象種別	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号
	重積	10**** △△市	***** * * * *	H25.1	52 介護保険施設	31	複数サービスの合計日数が受給可能日数を超えている、又は同時算定可能なサービスが存在します。	H25.1	*****	*****
<p>以下の内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、過誤をする場合は、過誤欄の「する」に○を付けてください。なお、過誤処理（給付の取下げ）につきましては、取消しの給付管理票を提出してください。</p> <p>上記縦覧審査内容について、貴事業所での確認調整結果を右に記入してください。</p>										
<p>確認の対象</p>								<p>過誤</p> <p>する ・ しない</p>		
確認の観点		いずれの請求が誤りか								

過誤「する・しない」どちらかに○を付け、理由を付記してください。

## 平成31年1月の介護給付費請求明細書等の受付期間について

平成31年1月提出の介護給付費明細書等の受付期間は、以下のとおりとなりますので、御協力をお願いいたします。

持参・郵送：1月4日（金）から1月10日（木）まで  
伝送：1月1日（火）から1月10日（木）まで

- ※ 郵送の場合は、1月10日（木）必着をお願いいたします。
- ※ 国保連合会の年末年始の休みは、平成30年12月29日（土）から平成31年1月3日（木）までとなります。
- ※ 1月1日から3日までに送信したデータの送信結果は、1月4日に配信いたします。

## 審査支払関係帳票の提供予定日について

年末年始の審査支払関係帳票の提供予定日は以下のとおりです。

帳票名	提供予定日
介護保険審査決定増減表 介護保険審査増減単位数通知書 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表	伝送：平成30年12月28日（金） 郵送：平成31年 1月 4日（金）
介護給付費等支払決定額通知書 介護給付費等支払決定額内訳書 介護給付費過誤決定通知書 介護給付費再審査決定通知書 処遇改善加算総額のお知らせ	伝送：平成31年 1月 7日（月） 郵送：平成31年 1月10日（木）

### 問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

